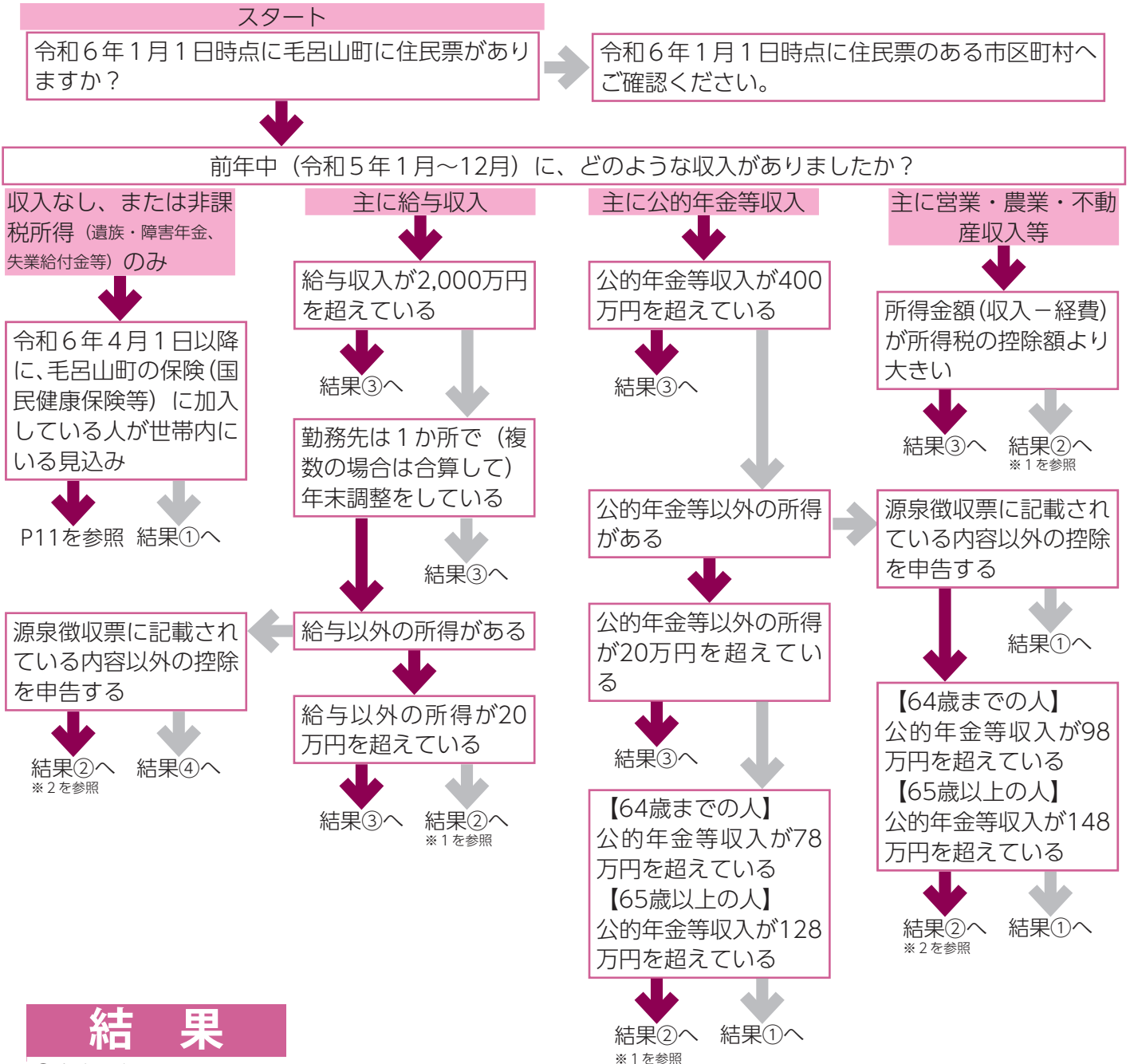


# 税申告

町・県民税、所得税の確定申告受付を行います。  
まずは、申告の要否をフローチャートでご確認ください。

問合せ 町・県民税／役場税務課町民税課税係 ☎295-2112 ㊟198・199  
所得税など／川越税務署 ☎235-9411 (自動音声でご案内します)

## 申告フローチャート



## 結果

- ①申告の必要はありません  
※所得（非）課税証明書を取得する予定の人などは、町・県民税の申告が必要となる場合があります。
- ②町・県民税の申告が必要です ⇒ 10ページへ  
※1 源泉徴収税額がある場合で、控除の申告により所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。  
※2 控除の追加を選択した人は、源泉徴収票に記載された扶養の人数等により申告の必要がない場合があります。
- ③所得税の確定申告が必要です ⇒ 9ページへ
- ④勤務先から町に「給与支払報告書」が提出されている場合は申告の必要はありません。  
※提出されているか不明の場合は勤務先にご確認ください。

# 所得税の確定申告

【確定申告に関するご質問は国税庁ホームページで検索・お電話にてお問い合わせください】

作成コーナーの操作など/e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901 月～金曜日(祝日を除く)

確定申告に関する問合せ・相談/川越税務署 ☎235-9411 (自動音声でご案内します)

国税庁ホームページ「確定申告特集」

## 1. 「電子申告や郵送による申告」

【申告書などは自宅で作成し送信・郵送で提出できます】

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、確定申告会場に出向かずに自宅などでパソコン・スマートフォンから申告できます。確定申告書等作成コーナーの画面案内に沿って金額などを入力するだけで、申告書の作成ができます。また、自動計算されるため計算誤りがありません。提出方法も「e-Tax(電子申告)で送信」・「印刷した書面を郵送」のいずれかで提出できるため大変便利です。令和5年分の確定申告では、感染症予防の観点からも、ぜひご自宅から、簡単、便利なe-Tax・スマホ申告をご利用ください。詳しくは、「作成コーナー」で検索、または下記からご確認ください。

確定申告書等作成コーナー



◀作成はこちらから

動画で見る確定申告



◀申告書の作成などを動画で案内

チャットボット



◀質問にAIを活用した「税務職員ふたば」が回答

## 2. 「川越税務署での申告」

**受付場所** 川越税務署 (川越市並木452-2/JR川越線 <sup>みなみふるや</sup>南古谷駅徒歩約7分)

※川越税務署の駐車場は駐車台数が限られているため大変混雑します。公共交通機関をご利用ください。

**相談時間** 午前9時～午後4時(午前8時30分から受付)

**開設期間** 2月16日(金)から3月15日(金)の平日および2月25日(日)

▶川越税務署からのお知らせ

確定申告会場への入場には、混雑緩和を図るため、国税庁LINE公式アカウントから事前取得した入場整理券または当日配布の入場整理券が必要です。入場整理券の配布が終了した場合や混雑の状況によっては、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

スマートフォンをお持ちの人は基本的にスマートフォンを利用して申告していただきます。マイナンバーカードとパスワード(①数字4桁および②英数字6～16桁)をお持ちください。



▲国税庁LINE公式アカウント

町では受付できない申告があります。下記に該当する人は上記の方法で申告してください。

- ①土地・家屋<sup>かおく</sup>・株式・先物取引<sup>さきもの</sup>・ゴルフ会員権などの譲渡所得<sup>じょうと</sup>がある
- ②特定口座年間取引報告書を用いた配当所得を申告する
- ③山林所得がある
- ④暗号資産に係る雑所得がある
- ⑤令和4年分以前の申告
- ⑥国外に居住する人を扶養している
- ⑦給与所得の特定支出控除を申告する
- ⑧住宅ローンの借換えをした
- ⑨住宅ローンを利用しない場合の控除(住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除および認定住宅新築等特別税額控除)を申告する
- ⑩初年度の住宅借入金等特別控除を申告する
- ⑪雑損控除を申告する
- ⑫青色申告

### 3. 「町申告会場での申告」 (町・県民税の申告、所得税の確定申告)

受付日程／下記の①②をご確認ください。申告の内容や住所の字ごとに指定日があります。

受付場所／毛呂山町役場 2階201会議室 (1階税務課窓口での相談、受付は行っておりません。)

受付時間／午前9時～11時、午後1時～3時

※町では受付できない申告があります。詳しくは9ページをご確認ください。

※ご自宅で検温し、37.5度以上の発熱が認められる場合などは来場を控えてください。

#### ① 「給与」・「公的年金等」以外の収入がない人の申告

受付は2月13日(火)から16日(金)まで／住所の字ごとに指定日があります

日にち	受付時間・地区(字ごと)	
	午前9時～11時	午後1時～3時
2月13日(火)	旭台・下川原・西戸・西大久保	阿諏訪・葛貫・岩井・岩井東1丁目～2丁目・岩井西1丁目～5丁目
2月14日(水)	大谷木・権現堂・毛呂本郷・小田谷・宿谷・滝ノ入	川角・若山1丁目～3丁目
2月15日(木)	前久保・前久保南1丁目～4丁目	苦林・箕和田・大類・中央1丁目～4丁目
2月16日(金)	長瀬・南台1丁目～5丁目	目白台1丁目～4丁目・平山1丁目～3丁目・市場

#### ② 町・県民税の申告、所得税の確定申告(上記①の申告対象者を含む)

受付は2月19日(月)から3月15日(金)まで／住所の字ごとに2回指定日があります

受付日時・地区(字ごと)【1回目】			特記事項
日にち	午前9時～11時	午後1時～3時	
2月19日(月)	旭台・下川原	阿諏訪・岩井・岩井東1丁目～2丁目	【1回目】は混雑する傾向にあります。
2月20日(火)	西戸・西大久保	葛貫・岩井西1丁目～5丁目	
2月21日(水)	大谷木・権現堂・毛呂本郷	苦林・箕和田・中央1丁目～2丁目	
2月22日(木)	小田谷・宿谷・滝ノ入	大類・中央3丁目～4丁目	
2月26日(月)	若山1丁目～2丁目	川角・若山3丁目	
2月27日(火)	前久保・前久保南1丁目～2丁目	前久保南3丁目～4丁目	
2月28日(水)	長瀬・南台1丁目	市場・平山2丁目～3丁目	
2月29日(木)	南台2丁目～5丁目	目白台1丁目～4丁目・平山1丁目	
受付日時・地区(字ごと)【2回目】			
日にち	午前9時～11時	午後1時～3時	
3月1日(金)	阿諏訪・岩井・岩井東1丁目～2丁目	旭台・下川原	【2回目】の午前・午後の地区割は、【1回目】と逆になっています。
3月2日(土)	平日の都合が合わず指定日に来られない人(午前・午後)		
3月4日(月)	葛貫・岩井西1丁目～5丁目	西戸・西大久保	
3月5日(火)	苦林・箕和田・中央1丁目～2丁目	大谷木・権現堂・毛呂本郷	
3月6日(水)	大類・中央3丁目～4丁目	小田谷・宿谷・滝ノ入	
3月7日(木)	川角・若山3丁目	若山1丁目～2丁目	
3月8日(金)	前久保南3丁目～4丁目	前久保・前久保南1丁目～2丁目	
3月11日(月)	市場・平山2丁目～3丁目	長瀬・南台1丁目	
3月12日(火)	目白台1丁目～4丁目・平山1丁目	南台2丁目～5丁目	
3月13日(水)	指定日に来られない人(午前・午後)		
3月14日(木)			
3月15日(金)			

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険に加入している人へ

16歳以上（令和6年4月1日時点）の人は、収入がない人でも申告が必要です。前年中の世帯の所得によっては保険税（料）や負担額などが軽減される場合がありますが、世帯のなかに未申告者（所得のわからない人）がいると判定が行えません。なお、これらの保険税（料）の納付額は、税申告の社会保険料控除の対象となります。役場担当窓口では無料で納付額確認書を発行しています。

**問合せ 確認書の発行** 国民健康保険／役場税務課納税係 ☎194・195

後期高齢者医療制度・介護保険／役場高齢者支援課医療保険料係 ☎176・177

申告について 役場税務課町民税課税係 ☎198・199

## 申告に必要な持ち物

### 共通の持ち物

#### ◆申告をする人

- 番号確認書類（マイナンバーカード等）と本人確認書類（下記「申告書には、マイナンバーの記載が必要です」を参照）

#### ◆還付申告をする人

- 本人名義口座の金融機関名・口座番号がわかるもの

#### ◆利用者識別番号を取得済みの人

- 利用者識別番号のわかるもの・税務署からはがきなどをお持ちください

### 収入に関する書類

#### ◆給与や年金などの収入のある人

- 源泉徴収票や支払調書など（複数ある人はすべて必要です）

#### ◆営業・農業・不動産所得のある人

- 収支内訳書（事前に作成してください）

### 控除に関する書類

#### ◆社会保険料控除を受ける人

- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料などの社会保険料の支払金額のわかるもの

#### ◆生命保険料・地震保険料控除を受ける人

- 生命保険料・地震保険料の控除証明書

#### ◆障害者控除を受ける人

- 障害者手帳など

#### ◆勤労学生控除を受ける人

- 学生証など

#### ◆寄附金控除を受ける人

- 寄附金受領証明書

#### ◆医療費控除を受ける人

- 作成済みの医療費控除の明細書（事前に支払金額などの計算が必要です）

#### ◆2年目以降の住宅借入金等特別控除を受ける人

- 借入金の年末残高等証明書
- 住宅借入金等特別控除申告書

## 申告書には、マイナンバーの記載が必要です

町・県民税申告書や所得税確定申告書には、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などの個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。また、マイナンバーを記載した申告書を提出の際、申告者の本人確認書類（※）の提示、または添付が必要です。

（※）本人確認書類の例

### マイナンバーカードを持っている人

- マイナンバーカードのみ

### マイナンバーカードを持っていない人

両方必要！

- マイナンバー確認書類  
通知カード、住民票の写し、住民票記載事項証明書（いずれもマイナンバー記載で最新の住所、氏名等のもの）などのうち、いずれか1つ
- 身元確認書類  
運転免許証、健康保険証、障害者手帳、在留カード、パスポートなどのうち、いずれか1つ